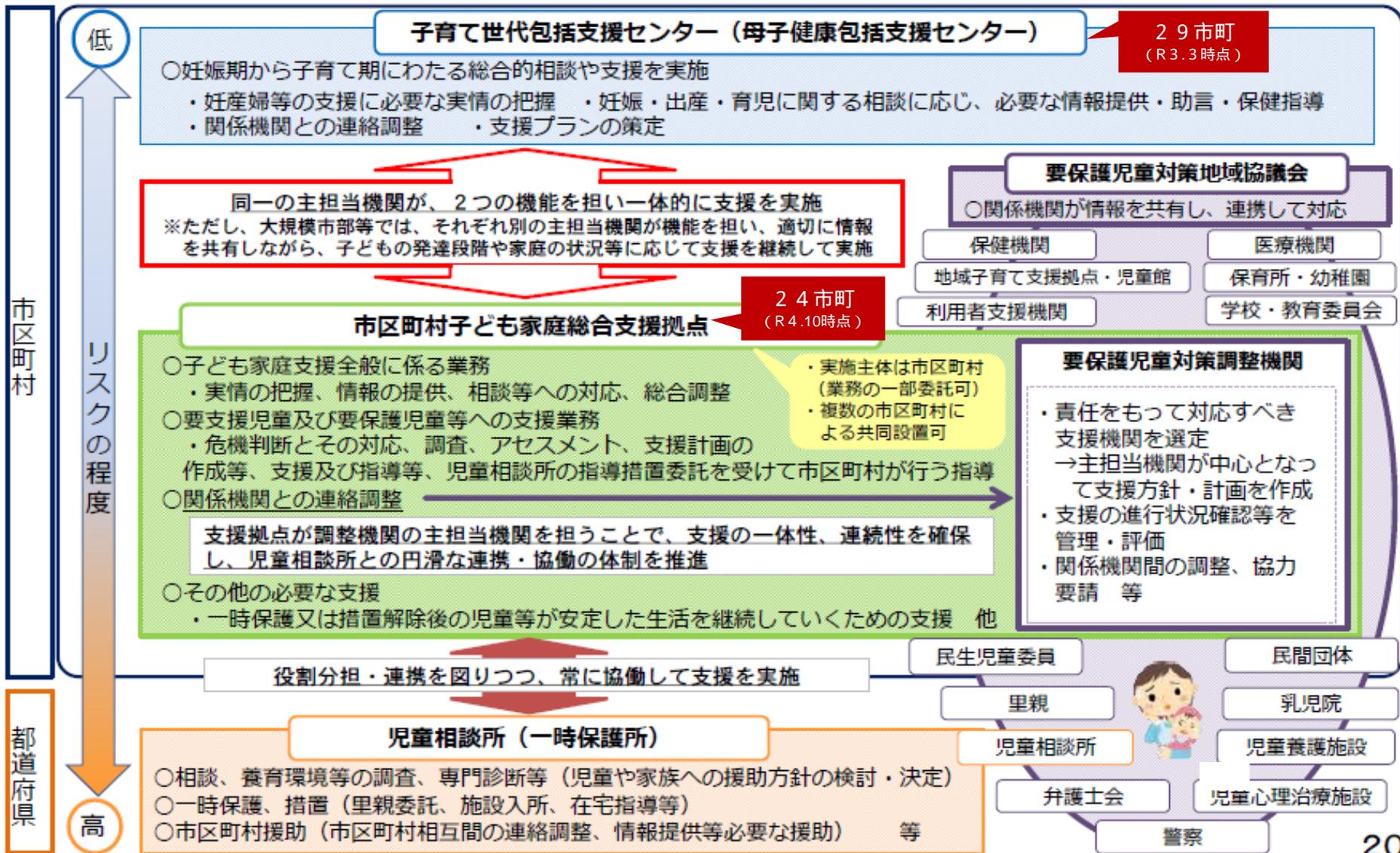


妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ～ 広域的な連携支援 ～

三重県 子ども・福祉部



(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ図)



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

出産・育児まるっとサポートみえ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる新しい三重県の出産・育児支援体制

4つの視点

ワンストップ

継続的支援

予防的支援

家族支援

各市町

保健所

児童相談所

子育て支援機関

利用者支援実施施設

民間機関

医療機関

子育て世代包括支援センター

産婦人科医

小児科医

精神科医

保健師

助産師

看護師

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

妊娠期からの切れ目のない支援

る普及啓発

不妊相談

妊娠届

出産前後からの親子支援事業（妊娠2週～産後16週）

乳児家庭全戸訪問事業

子育て支援策

- ・保育所・認定こども園等
- ・里親・乳児院
- ・養子縁組
- ・その他子育て支援策

妊婦健診

産婦健診
（産後2週間・1か月）

1か月 / 4か月 / 10か月 /
1歳6か月 / 3歳児健診

産前・産後サポート事業

産後ケア事業

相談・教室

養育支援訪問事業）

三重県

母子保健体制の整備を支援

母子保健コーディネーター養成研修会及び、
妊娠・出産包括支援推進事業研修会による人材育成及び活用促進
母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援
産前産後の親子安心サポート事業による体制整備
地域社会全体で育児中の家庭を支える風土の醸成
等

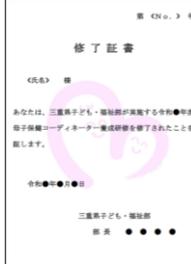
三重県では、市町独自の実情を尊重しそれに応じた
母子保健体制が整備
されていることをめざします！

出産・育児まるっとサポートみえ

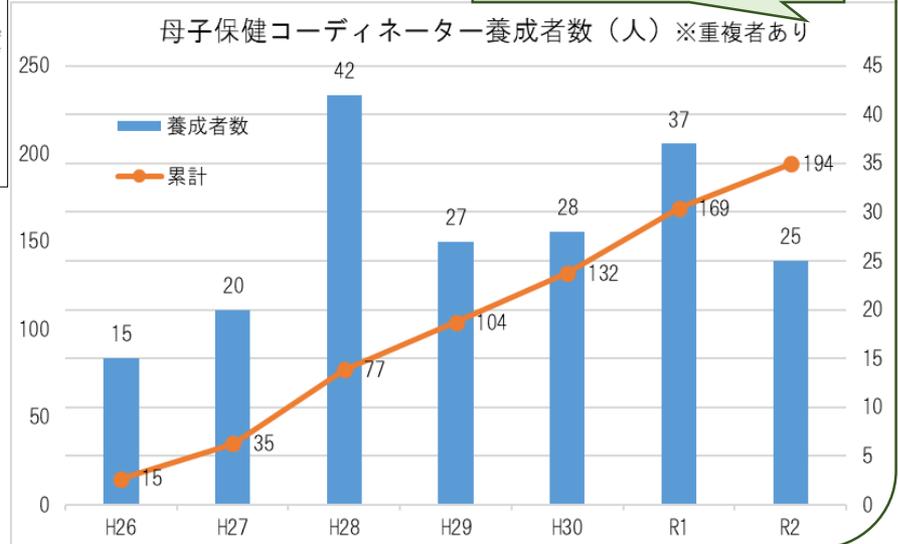
1. 母子保健コーディネーター養成研修会

対象者：
市町の母子保健相談窓口等で
対応している保健師、助産師等

目的：
妊産婦やその家族等のニーズを把握し、
アセスメントを行い、適切な情報提供や
関係機関との連携を通じて、課題解決の
効果的な支援体制をコーディネートする
「母子保健コーディネーター」を養成する
子育て世代包括支援センターには、母子保健コー
ディネーターを配置することが求められている。



(目標値)
令和6年度までに
295人を養成



2. 母子保健体制構築アドバイザー事業

目的：
母子保健体制構築アドバイザーが、市町の母子保健における現状を把握し、課題や
今後の取組等を整理したうえで、助言・指導や情報提供を行うことで、地域の実情に
応じた体制づくりを支援し、県内の母子保健対策の充実を図る。

内容： 三重県立看護大学に委託し、以下を実施

- (1) 個別支援型アドバイザー派遣
- (2) 広域支援型アドバイザー派遣
- (3) ミニ講座及び情報交換会

3. 産前産後の親子安心サポート事業

目的：

産婦人科・小児科・精神科医療機関と市町等の関係機関の連携促進するとともに、地域の実情に応じた産前産後の支援体制を強化することを図る。

内容： 三重県医師会に委託し、以下を実施

- (1) 小児科・精神科の医師、助産師、市町・保健所保健師などによる検討会を実施
- (2) 産婦健診事業実施マニュアルを必要に応じて見直し、関係機関へ配布・周知
- (3) 産婦人科・小児科・精神科等の医師、保健師、助産師、看護師、他関係者を対象とし、母子保健に関する現状や支援のポイントなどをテーマとした、研修会を開催

産婦健診実施
マニュアル



出産・育児まるっとサポートみえ

4．医療機関で保健師に対する乳児健診研修を実施

目的：

地域において母子保健に関わる人材を育成し、市町で同等の質の高い母子保健サービスを提供することにつなげることで、小児科医との関係性を構築し地域での母子保健の強化を図る。

対象者：母子保健業務の経験年数が概ね1～2年程度の保健師等

内容：三重県小児科医会に委託し、以下を実施

県内小児科医療機関において実施されている乳児健診の見学実習研修

その他：

研修終了後医療機関及び受講者に対しアンケート調査を実施し結果について県医師会母子・乳幼児保健委員会にて共有を図っている。

5．各保健所単位で市町の母子保健担当者との意見交換会を開催

今後も県内どの地域においても安心して子どもを産み、
育てられ、子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、
各市町が地域の実情に合わせて母子保健体制を
構築できるよう支援していきます！

県内市町の産婦健康診査事業・産後ケア事業の状況

産婦健康診査事業の実施状況 ¹

令和4年度より、産婦健診についても、妊婦・乳児健診と同様、**集合契約**を行っている。
(集合契約に向けての調整は県が担っている)

実施時期	市町数
令和元年度	19市町
令和2年度	5市町
令和3年度	3市町
令和4年度	全市町

産後ケア事業の実施状況 ¹

産後ケア事業は令和4年4月時点で、**県内すべての市町**で事業展開されている。実施方法は、**宿泊型**が一番多い。

実施方法	市町数	割合
宿泊型	27市町	93.1%
通所型	23市町	72.4%
訪問型	23市町	72.4%

産後ケア事業の対象 ¹

産後ケア事業の対象を産後12か月までとしている市町が4分の3以上である。一方で、産後1か月や産後4か月までとしている市町もある。

実施場所	市町数	割合
産後1か月まで	5	17.2%
産後4か月まで	2	6.9%
産後12か月まで ²	22	75.9%
合計	29	100%

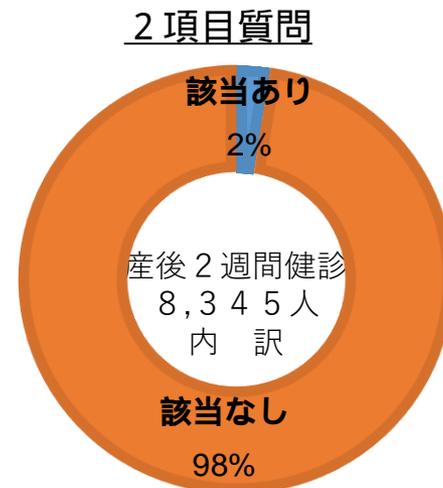
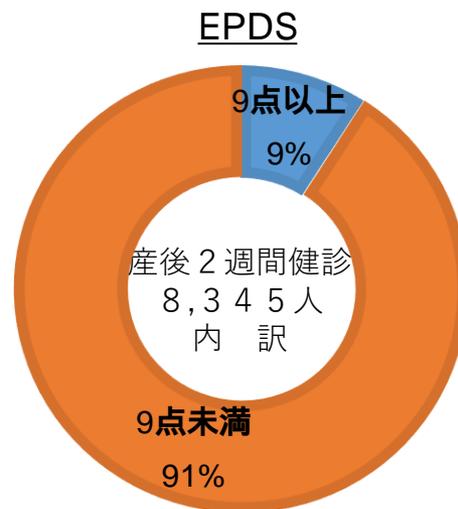
R3年度県内市町の産婦健康診査事業の状況

産婦健康診査事業の実施状況にかける概要

産後2週間

産後2週間での健診の市町の助成を受けた方は**8,345人**。その内訳は以下・右記のとおり。

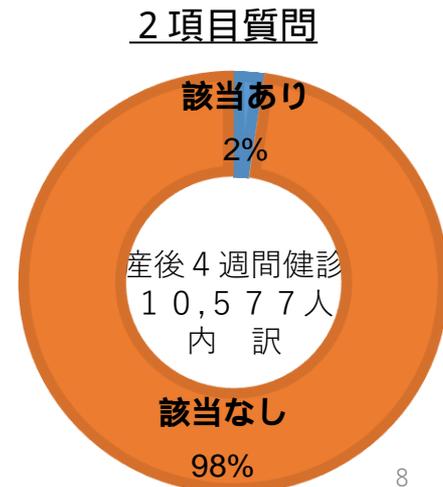
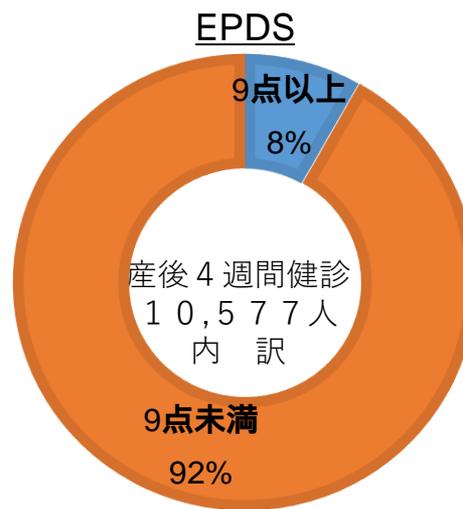
大紀町・紀宝町・熊野市以外



産後4週間

産後4週間での健診の市町の助成を受けた方は**10,577人**。その内訳は以下・右記のとおり。

大紀町・紀宝町以外



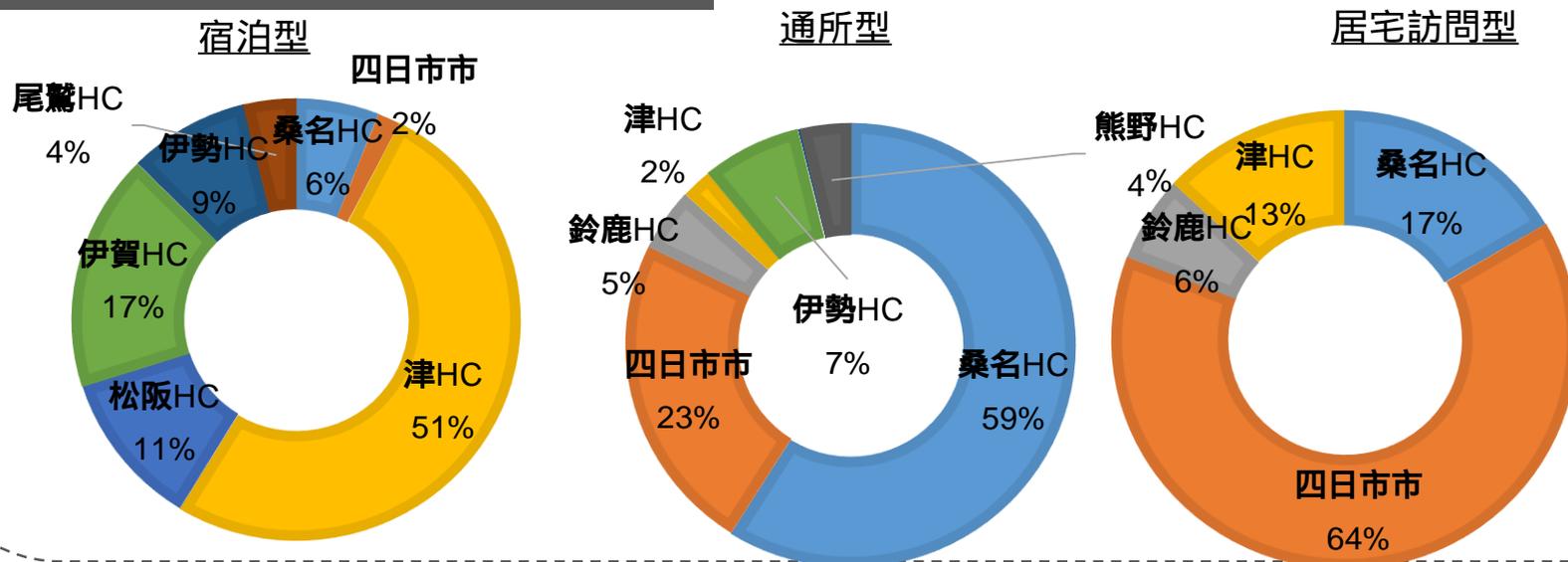
R3年度 県内市町の産後ケア事業の状況

産後ケア事業の実施状況にかかるとの概要

令和2年度実績に比べ、通所型の実人数・延べ利用日数ともに増加している。

令和3年度		実人数	延べ利用日数
	宿泊型	43人	184人
	通所型	76人	206人
	居宅訪問型	298人	633人

令和3年度保健所別延べ利用日数



産婦健診及び産後ケア事業

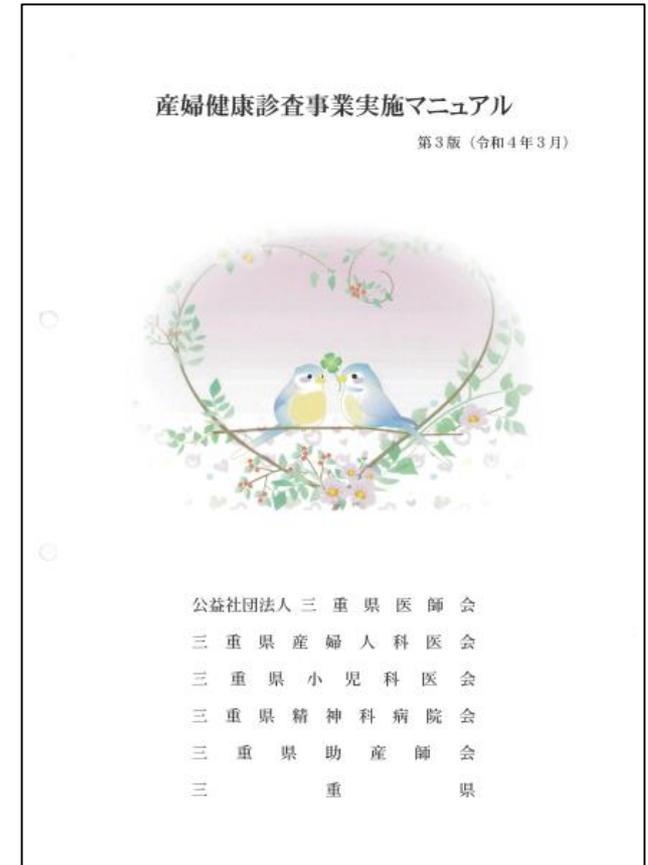
○県内統一された問診票にて産婦健診を実施。(県医師会、町村会等と県が調整)

○県下同じ料金で同じ健診を受けられる。(健診単価を統一)

○どこの市町で受診してもよい。

○健診結果や産後ケア事業について県医師会母子・乳幼児保健委員会にて評価検討

○産婦健診実施マニュアルを作成



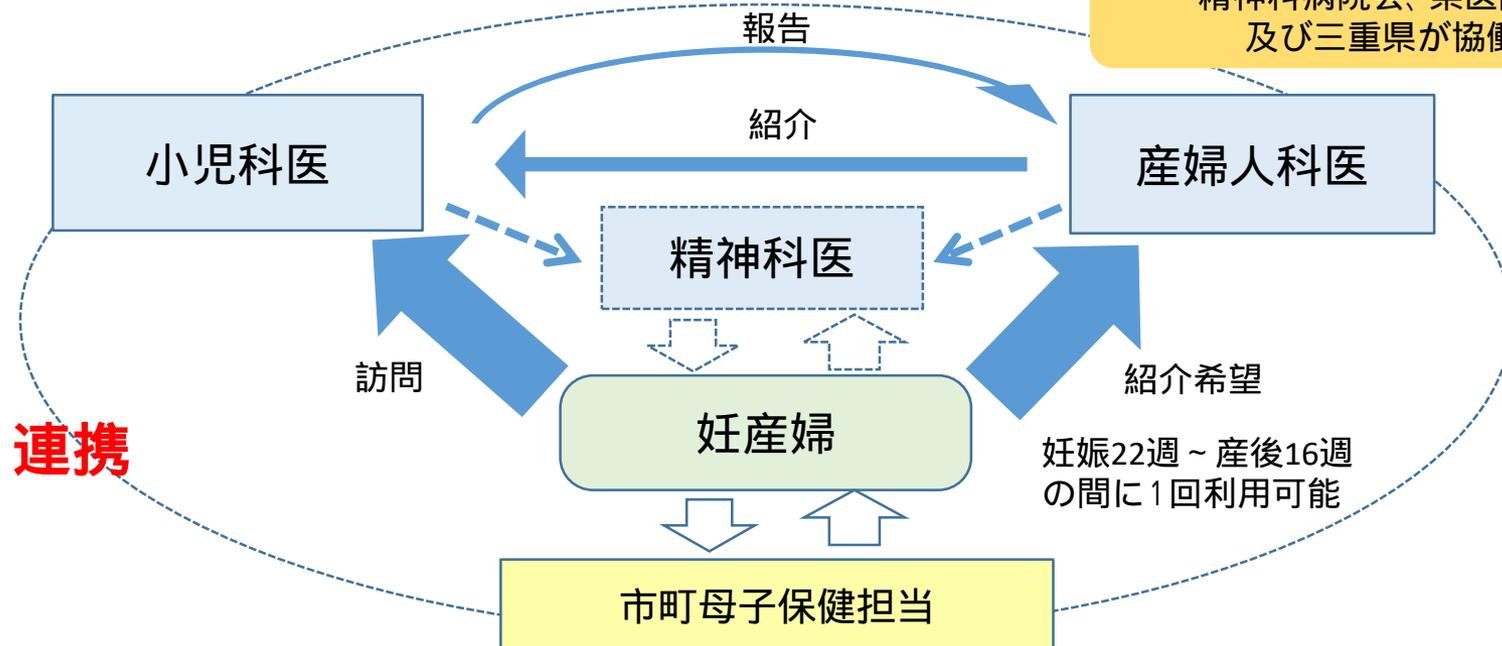
みえ出産前後からの親子支援事業

みえ出産前後からの親子支援事業

平成19年度～開始

産婦人科医の紹介で、出産前後において小児科医から子育てについて相談指導をうけられる事業。
精神科病院会とも連携し、必要な方は紹介し受診につなげている。

県産婦人科医会、県小児科医会、県精神科病院会、県医師会
及び三重県が協働



育児不安を持つ妊産婦の不安解消を図り、
妊娠から育児まで総合的で一貫した育児支援を行う

生まれてくる子のかかりつけ医とあらかじめ面識を持つことで、安心して出産に臨むことができる

みえ出産前後からの親子支援事業

みえ出産前後からの親子支援事業 実施マニュアル

—楽しい育児と、赤ちゃんの健やかな成長を願って—

改訂版（2022年3月）



公益社団法人 三重県医師会
 三重県産婦人科医会
 三重県小児科医会
 三重県精神科病院会
 三重県

みえ出産前後からの親子支援事業

楽しい子育て

2022年版

無料相談
産婦人科医と小児科医が
お母さんの不安に
お答えします

利用期間
妊娠22週以上の
産後16週
以内1回

公益社団法人 三重県医師会
 三重県産婦人科医会
 三重県小児科医会
 三重県精神科病院会
 三重県子ども福祉部

“はじめてのお母さんへ”

—小児科医からの子育てアドバイス—
お父さんと一緒に読んでね！

！！スマートフォン
からも読めます。

医療機関名

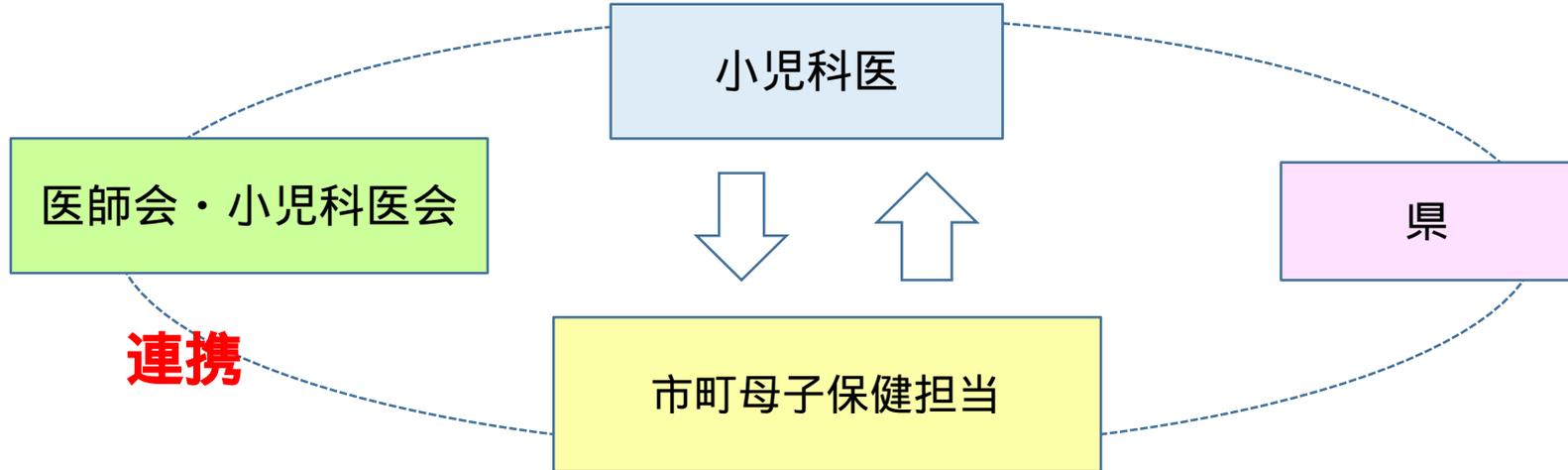
みえ出産前後からの親子支援事業・パンフレット

1

三重県における乳児健診

全市町で4か月と10か月の2回の個別健診

県内統一された問診票にて健診を実施。（県医師会、町村会等と県が調整）
県下同じ料金で同じ健診を受けられる。（健診単価を統一）
どこの市町で受診してもよい。



保護者との信頼関係が築きやすい個別健診を昭和59年から開始。

疾患や障害の早期発見、発達のチェック
栄養指導、SBS予防、SIDS予防、事故予防等の啓発・指導

母子保健健診マニュアル

三重県 乳児健診ガイドライン

三重県医師会
母子・乳幼児保健委員会 乳幼児保健部会

2019年 初版



母子保健健診マニュアル

三重県
乳幼児健康診査マニュアル

1歳6か月児 編

公益社団法人 三重県医師会
母子・乳幼児保健委員会
乳幼児保健部会 執筆・監修
三重県子ども・福祉部
(令和3年3月)

三重県
乳幼児健康診査マニュアル

3歳児 編

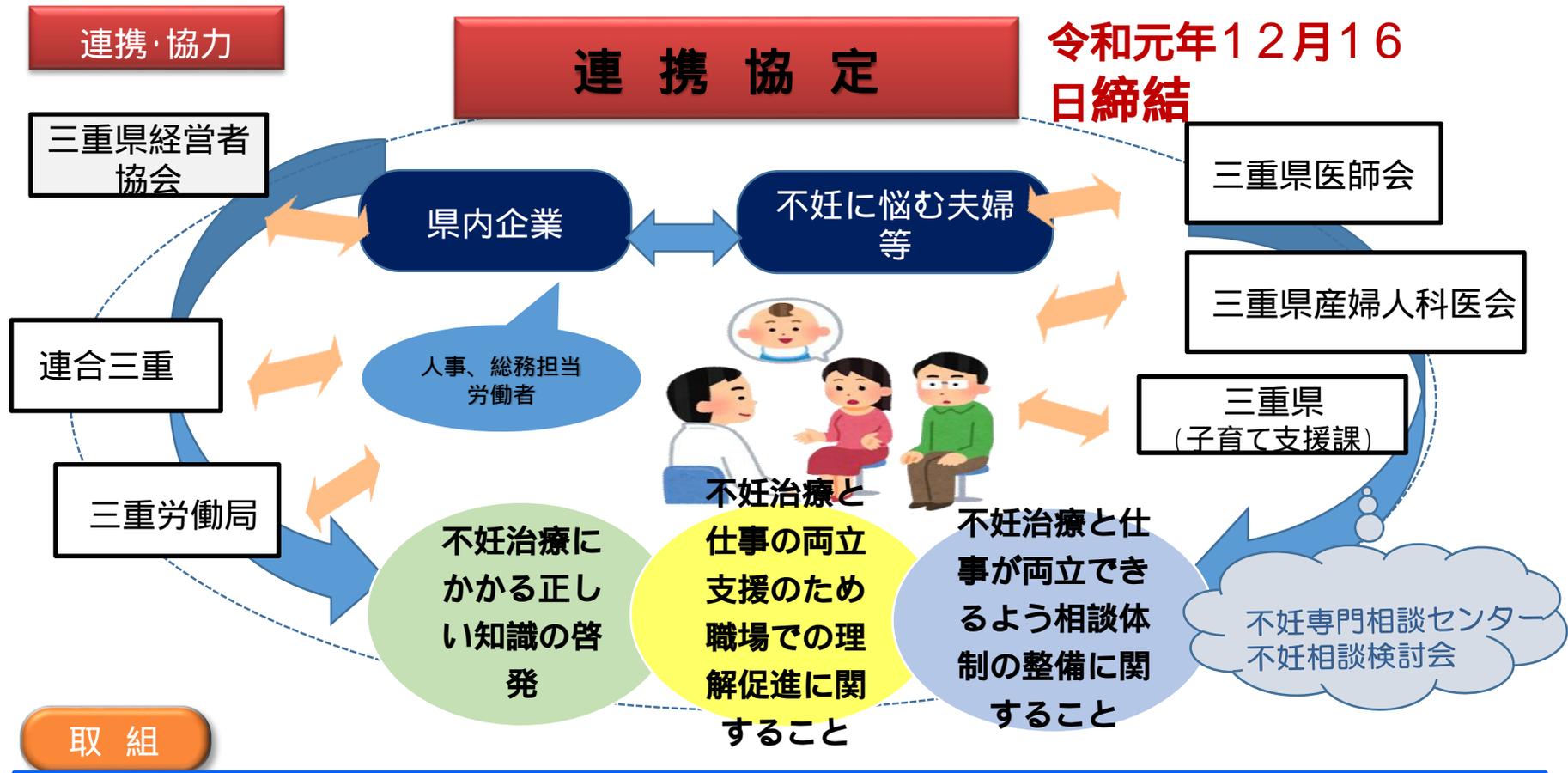
5歳児 編

公益社団法人 三重県医師会
母子・乳幼児保健委員会
乳幼児保健部会 執筆・監修
三重県子ども・福祉部
(令和4年3月)

不妊治療と仕事の両立支援にかかる連携協定

全国初！

不妊治療と仕事の両立支援にあたり、6者による連携協定を締結



- 講演会、シンポジウムの開催
 - 企業向けリーフレットの作成など
 - 労使の団体や医療関係者、労働局などと連携し不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成など
- 仕事をしながら不妊治療が受けられる環境づくりを推進します。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業実施の経緯

H27年度乳幼児の事故予防推進事業

- ・ 関係機関担当者（小児科医、消防関係、保育士、市町保健師、県保健師など）での乳幼児死亡の状況の共有・分析、事故予防策の検討
- ・ 子育て支援に関わる者への研修
- ・ 月齢に応じたチラシ等で事故予防の啓発等



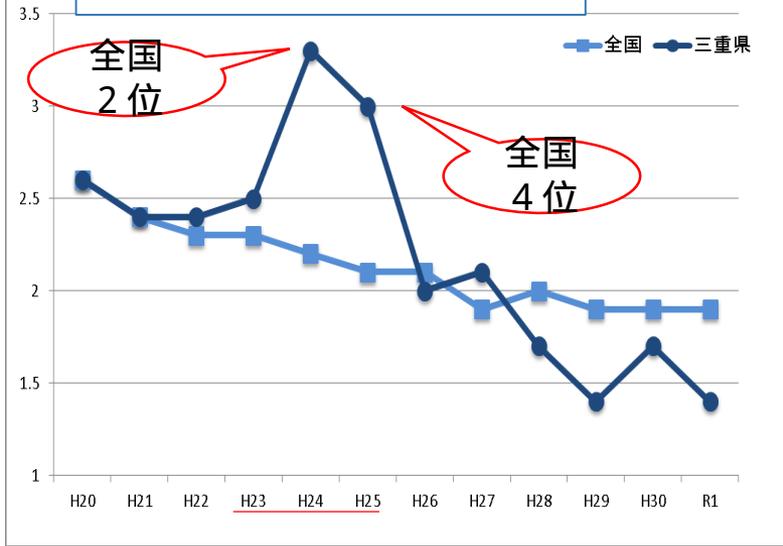
健やか親子支援事業 出産・育児まるっと サポートみえ推進事業

- ・ 各市町での事故予防の取組状況の把握
- ・ 事故予防や母子保健に携わる市町保健師、助産師、保育士などを対象とした研修

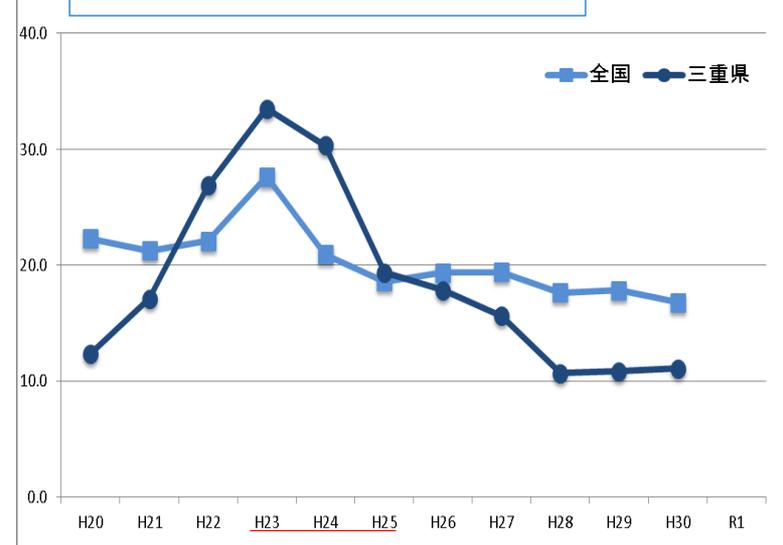
小児死亡や死亡検証の関心が高まり、県内小児科医の方々が中心となった有志のCDRの勉強会がH27年から開催

H30年度までは県は参加していなかった

乳児死亡率（出生千対）



幼児死亡率（出生10万対）



令和4年度三重県予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

要旨

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（CDR））は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等の情報を関係機関から収集し、複数の機関により検証を行うことによって、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、試行的にCDRを行い、子どもの死亡の効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出するために実施する。

関連法律：成育基本法、死因究明等推進基本法

事業内容

委託（三重大学）



推進会議

- ・年2回
- ・CDR事業について周知し、また結果報告等を行う場

連携・協力

連携・協力

情報の収集・整理等

- ・医学的死因等情報と人口動態情報を収集
- ・その他必要な情報があれば、調査

情報を匿名化

多機関検証WG

- ・2か月に1回
- ・死因や関係する背景等を踏まえ予防策を多角的に検証

政策提言委員会

- ・年2回
- ・多機関検証WGでの検証結果等を踏まえ県へ提言

ご清聴ありがとうございました

